

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成30年2月23日(金)	
場 所		宇土市役所仮設庁舎2階大会議室3	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 伊藤 博士 委員 上拂 耕生 委員 尾沢 安治郎 委員 中村 司 委員	
	市	指名等審査会委員, 事務局(財政課契約管財係)	
審議対象期間		平成29年9月1日～平成30年1月31日	
抽出案件		112(33)	(備考) “カッコ書き”内 は不調及び中止 件数。
一般競争入札		9(2)	
指名競争入札		94(31)	
1億円以上		0	
5千万円以上1億円未満		0	
1千万円以上5千万円未満		29(16)	
5百万円以上1千万円未満		22(5)	
3百万円以上5百万円未満		26(6)	
3百万円未満		17(4)	
随意契約 (予定価格130万円以上)		9(0)	
その他		0	
委員からの意見・質問, それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>・対象期間内の市内業者受注率（金額ベース）について、46.89%と低いかなぜか。 （市内業者の受注を最優先で検討すべきではないか。）</p> <p>・随意契約案件において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要によるもの」を適用し、執行している案件があるが、3社から見積徴収をした理由はなにか。また、緊急の条項を適用する際の運用方針等はあるか。</p>	<p>・今回の対象期間では一般競争入札の発注が9件あり、うち7件が落札者決定となっている。その7件のうち6件が市外業者の落札となっている。市外業者が落札した6件の合計請負金額は約6億2千万円となり、受注率（金額）の低下へ繋がった。1年間（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）の市内業者受注率（金額）は67.09%となっており、今回対象期間内の市外業者の落札が数値に影響している。なお、市内業者の応札もあったが、落札までには至っていない。</p> <p>可能な限り、市内業者受注を検討して、今後の工事発注に努めていく。大型工事では実績を求める等の条件があるため、今回は市外業者の落札が多くなった。</p> <p>・今回の対象期間内での随意契約案件は9件あり、施行令の適用ごとの内訳としては、第8号「競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき」が3件、施行令第6号「競争入札に付することが不利なもの」が2件、施行令第2号「その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき」が2件、そして、施行令第5号「緊急の必要によるもの」が2件となっている。</p> <p>第5号「緊急の必要によるもの」を適用し、見積徴収を3社から行い、一番金額の低かった業者と契約したが、この案件は、指名競争入札において合冊発注を実施し、「平成28年度宮庄地区道路災害復旧工事他3件」落札者が決定したが、契約締結後に契約辞退届が提出され、契約解除となった案件の一部である。契約解除をうけ、合冊4本を分冊（1件ごと）し、執行しているが、その予定価格は130万円を超え本来であれば、再度指名競争入札をしなければならない。しかし、災害復旧工事であり、緊急を要する工事であるため、入札手続きが簡素化される随意契約とし、より公</p>

<p>《随意契約運用に対する意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第 5 号「緊急の必要によるもの」の他に、第 6 号「競争入札に付することが不利なもの」や第 8 号「競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき」等の適用もあるのではないか。法律は「一般的」、「抽象的」に記載があるため、具体的な解釈は各自治体の裁量権となる。基準を制定し、その裁量権を明確にすべきである。 ・ 不調案件の処理について ・ 「宇土市建設工事表彰に関する要綱」について表彰された業者への特典はあるのか。 	<p>平・公正を保つため 3 社からの見積徴収を実施した。</p> <p>この第 5 号「緊急の必要によるもの」は、安易に適用するものではないと把握している。公平性や経済性等の状況を総合的に考慮したうえで、所管課と財政課で判断し、決裁及び報告を行っている。随意契約を適用する場合は、金額の制限はないため、安易には適用しない。一般競争入札、指名競争入札を検討し、最終的に随意契約が適していると判断された場合のみ随意契約としている。熊本地震が発生し、道路・河川の緊急性は高く、さらに不調案件も続出している状況もあるため、今回随意契約により発注している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不調後は、所管課にて原因が、金額なのか、技術者が不足しているのか等を分析する。また、余裕期間を適用し、業者の技術者確保の期間も考慮し発注をしています。安易に増額し再入札ではなく、合冊、分冊、工期の見直し等、所管課と財政課で協議検討し再入札としている。 ・ 最優秀賞は手持ち制限の枠が 1 件増加し、ランクが 1 つ上位に上がる。
--	--

2 指名停止措置等について

【事務局より、期間内の指名停止措置、指名回避措置についての説明】

質問及び意見	回 答
・ 特になし。	

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案3件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件名	入札等方式	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者		
1	入地団地1棟災害復旧工事 熊本地震災害復旧 《対象案件の中で、最も契約金額が高かった案件》	一般競争 (3回目)	<p>「指名審査方針」による。</p> <p>当該案件は、一般競争入札を2回実施し、3回目にて落札者が決定した。</p> <p>一般競争入札の参加資格条件を1回目では、「九州管内に主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有し、経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が850点以上(宇土市内業者は700点以上)であること」、施工実績として「公共建築物又は民間建築物で過去10年間に、RC建築物の耐震改修工事の元請実績があること」とした。2回目、3回目では、経営事項審査の建築一式工事の総合評定値を「850点以上」から「800点以上」とし、施工実績の「過去10年間に」を削除し、条件を緩和し、公募した。</p> <p>1回目・2回目は入札参加事前確認依頼書の提出が0社のため入札中止となった。</p> <p>また、3回目の入札では、後発工事として予定していた改修工事と合併して発注した。</p> <p>そして、3回目の一般競争入札において2社応札があり落札者が決定した。</p> <p>なお、1回目不調後、応急復旧工事を請け負っている業者から地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要によるもの」を適用し、見積徴収を実施したが予定価格超過のため不調となっている。</p>	90.00
	2社			

	件名	入札等方式	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
2	花園台地区宅地耐震化推進 滑動崩落対策施設工事（A ブロック） 《対象期間内の競争入札案 件の中で、最も落札率が高 かった案件》	一般競争	「指名審査方針」による。 当該案件は、一般競争入札を実施し、落札者 が決定した。 一般競争入札の参加資格条件を、「熊本県内 に主たる営業所又は本店の権限を委任した営 業所を有し、経営事項審査の法面処理工事の総 合評定値が 700 点以上であること。また、平 成 15 年度以降、元請けとして国内において完 成した公共工事のとび・土工・コンクリート工 事で、グラウンドアンカーの施工本数が 36 本 （1 工事）以上の法面処理工事の施工実績を有 すること。（土木一式工事に含まれる法面処理 工事は対象としない。）。」と定めた。 また、入札参加者が 1 者であるが、宇土市競 争契約入札事務処理要領第 2 条第 3 号イ(ア) 「特に緊急を要する工事又は特別の技術若し くは特別の機械を必要とする工事のとき。」を 適用し、入札者が 1 者の場合でも入札を取りや めないものとし、入札執行した。	99.92
		1 社		

3	平成 29 年度 住吉排水機 場屋上防水・外壁塗装工事 《対象期間内の競争入札案 件の中で、落札率が最も低 かった案件》	指名競争	「指名審査方針」による。 当排水機場は建設後 26 年が経過し、老朽化 による屋上防水の破損及び外壁の亀裂、コンク リートの剥離等が生じているため、整備を行う もの。 業者選定について、市内関係業者は 3 社しか おらず、発注当時 3 社のうち 1 社は工事を受 注しており受注制限の対象となっていた。適正 な入札を確保するためにも市内・市外業者の 14 社を指名業者とした。防水協会会員、宇城 管内、熊本市南区を中心に選定した。	84.44
		14 社		

質疑内容

<p>《抽出案件 1 関連》</p> <p>①3 回目の一般競争入札にて、後発工事と合冊し発注して、予定価格が倍近くになっているが具体的に後発工事には何が含まれていたのか。</p>	<p>①「外壁復旧」と「内部復旧」が後発工事分となる。当初発注（1 回目・2 回目）の性能復旧工事では、「建物躯体復旧」、「集会所復旧」、「被災した柱の復旧」、「耐震性能を復旧させるためのブレース設置」となる。</p>
<p>②最低制限価格と入札金額が同額となっているが、最低制限価格以上であればよいのか。</p>	<p>②以上であれば落札者とする。</p> <p>要綱の定めにより、入札前に低入札基準価格を算出するが、その算出方法は、直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額等の計 4 項目の合計額にランダム係数を乗じた額と規定されている。ただし、算出した価格が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に 10 分の 9 を乗じた額とすると規定がある。</p>
<p>《抽出案件 2 関連》</p> <p>③ 1 者応札により入札執行しているが、平成 29 年 5 月 8 日付け「宇土市競争入札事務処理要領」を適用したということか。</p>	<p>③お見込通り「宇土市競争入札事務処理要領」を適用している。なお、1 者応札の可否を発注前に指名審査会にて協議をし、その旨を入札公告にて周知する。この工事は、工事内容が災害復旧関連工事であり、さらに高い技術力が求められるため、要領内「特に緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事のとき」を適用した。</p>
<p>④花園台地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設工事を A~D ブロックに分けて発注した理由はなにか。</p>	<p>④A~D をまとめて発注することも可能だが、分割して発注することにより、多くの業者が同時施工することで工事が早期完了することができるため分割発注を実施した。現在、避難指示が継続して発令中のため被災している方が、早く元の生活に戻れるようにという理由である。</p>
<p>《抽出案件 3 関連》</p> <p>⑤過去の落札率からみても塗装・防水の落札率が低い傾向があるとのことだが、予定価格が高いということはないのか。</p>	<p>④防水・塗装工事については、熊本県農林水産部の単価決定要領に基づき積算している。3 社からの見積徴収を実施し、単価決定をし、その後、積み上げを行い適正に積算している。</p>

(閉会)